

《記入例》

産前産後の保険料軽減措置届出書

組合員 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください <input type="checkbox"/> 甲種 <input checked="" type="checkbox"/> 乙種	被保険者記号・番号	佐齒 1 2 3 4 5 6 7 8
	氏名	国保 花子
	生年月日	平成 6 年 1 月 1 日
	住所	〇〇市〇〇町1234番地
	電話番号	0123-456-7890
対象者 (出産する方)	<input checked="" type="checkbox"/> 組合員が出産する <input type="checkbox"/> 組合員の家族が出産する ※どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> を入れて下さい。 組合員が出産する場合は以下の氏名・生年月日の記載は不要です	
	氏名	
	生年月日	
出産予定日又は出産日		令和 6 年 5 月 1 日
単胎妊娠・多胎妊娠の別		<input checked="" type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎
上記のとおり、必要書類を添えて届け出ます。 令和 6 年 4 月 1 日 歯科医院名 佐賀歯科医院 組合員氏名 国保 花子 佐賀県歯科医師国民健康保険組合理事長 様		

○甲種組合員（事業主）記入欄

保険料の還付先口座をご記入ください。甲種組合員（事業主）の口座をご記入ください。

振 込 先	金融機関名	国保 銀行 信用金庫 () 中央 本店 支店
	預金種目	1. 普通 2. 当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	サガシカイイン サガ イチロウ
	口座名義人	佐賀歯科医院 佐賀 一郎

【添付書類】

母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が載っているページ）
 ※出生後は母子健康手帳の表紙及び出生届出済証明が載っているページの写し

【注意事項】

1. 出産する方以外の保険料は免除対象となりません。
2. この届出書は出産予定日の6ヶ月前から提出することができます。
3. 免除対象となる保険料は甲種組合員の口座に還付を行います。

組合記入欄

決 裁	常務理事 事務長 係 入力	対象期間 年 月分 ~ 年 月分
		還付額
		還付年月日

産前産後期間（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます

1. 対象となる方

令和5年1月1日以降に出産、または出産予定の当組合の被保険者

※妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合を含む）

2. 免除となる保険料

出産する被保険者本人の「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」保険料

3. 免除となる期間

単胎の方：出産予定月（または出産月）の前月から4ヶ月間

多胎の方：出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月間

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	免除期間
単胎の方			■	■	■		4ヶ月間
多胎の方	■	■	■	■	■		6ヶ月間

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険料が免除されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	免除期間
		■	■	■	■		1ヶ月間

※この制度は令和6年1月1日より開始のため、産前産後期間のうち令和6年1月以降の保険料が免除されます。令和5年12月以前の期間については免除の対象となりません。

…免除対象期間

4. 届出方法・必要書類

次の書類を事業主経由で提出する（保険料還付先に事業主口座の記入が必要）

①産前産後の保険料軽減措置届出書

②出産予定日（または出産日）を確認できる書類

- ・ 出産前：母子健康手帳の表紙及び分娩予定日が載っているページの写し
- ・ 出産後：母子健康手帳の表紙及び出生届出済証明が載っているページの写し

5. その他

- ・ 保険料の免除方法は、免除対象となる期間の保険料を徴収した後に甲種組合員（事業主）の口座へ還付します。
- ・ 出産予定日で届出をした場合で、出産予定月と実際の出産月が異なる場合でも、当初の届出内容のまま（出産予定日で）適用します。ただし出産日に合わせて減免対象月の変更を希望の場合は、改めて届出が必要となります。

書類提出先・問い合わせ先

佐賀県歯科医師国民健康保険組合

〒840-0045 佐賀県佐賀市西田代 2-5-24

TEL：0952-28-7551